

○江差町議会事務局設置条例

昭和 34 年 5 月 20 日

条例第 7 号

(事務局の設置)

第 1 条 江差町議会に事務局を置く。

(事務局の所掌事務)

第 2 条 事務局は議会の庶務を所掌する。

(事務局の職員)

第 3 条 事務局に事務局長及び書記のほか必要な職員を置く。

(職員の定数)

第 4 条 職員の定数は別に定める。

(委任規定)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。